

## 26 技術基準数値表

表 1 - 1

地 山 の 土 質		切土高	勾配
硬 岩			1:0.3~1:0.8
軟 岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂 質 土	密実なもの	5m 以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m 以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利または岩塊 混じり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m 以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m 以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘 性 土		10m 以下	1:0.8~1:1.2
岩塊または玉石 混じりの粘性土		5m 以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

表 1 - 2

盛 土 材 料	盛土高	勾 配	摘 要
粒度の良い砂 (S)、礫および 細粒分混じり礫 (G)	5m 以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ( )の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m 以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10m 以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、 硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m 以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土	5m 以下	1:1.8~1:2.0	

表 1 - 3

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩 (風化に著しいものを除く)	60度 (0.58 割)	80度 (0.2 割)
風化の著しい岩	40度 (1.2 割)	50度 (0.8 割)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	35度 (1.5 割)	45度 (1.0 割)

表 2

工 種 別	流 出 係 数	備 考
太陽光パネル	0.90~1.00	
屋 根	0.90	
道 路	0.85	
その他の不透水面	0.80	防草シート設置面を含む
透水性舗装	0.70	
水 面	1.00 <sub>24</sub>	
水 田	0.60	遊休農地は畑に準ずる
畑	0.30	
間 地 (空地)	0.20	
芝・樹木の多い公園緑地	0.15	
勾配の緩い山地	0.30	
勾配の急な山地	0.50	

表 3

平均降雨強度 (対策雨量強度) 57.00mm/h r (5年確率)

表 4

算 定 方 法	$V \geq A \times v a - (Q \div v b) \times v a$
	$Q' = A \times v c$
	$v c \leq 0.05$
	<p>V 雨水流出抑制施設の容量 (単位 立方メートル)</p> <p>A 雨水流出増加行為をする土地の面積 (単位 ヘクタール)</p> <p>Q 合理的な方法により算定した雨水浸透施設等の浸透効果量 (単位 立方メートル毎秒)</p> <p>Q' 雨水流出抑制施設からの放流量 (単位 立方メートル毎秒)</p> <p>v a 地域別調整容量=700 (単位 立方メートル毎ヘクタール)</p> <p>v b 地域別調整容量=0.4704 (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)</p> <p>v c 放流先水路等の許容比流量 (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)</p>

## 備考

- 1 開発区域における排水計画は、行為区域に降った雨が雨水流出抑制施設に入るように計画されたものとする。
- 2 湛水想定区域でのQは、0立方メートル毎秒とする。
- 3 流域調査を行い、下流域に狭さく部がある場合など、必要に応じてVCを別途算定する。
- 4 放流断面は、オリフィス式等により決定する。

(参考) 放流断面 (オリフィス) の決定

放流断面 (オリフィス) は、放流量の算定式 (オリフィス式) 等により断面積を算定する。

$$Q' = a \times C \times \sqrt{2 \times g \times h} \text{ より}$$

$$a = \frac{Q'}{C \times \sqrt{2 \times g \times h}}$$

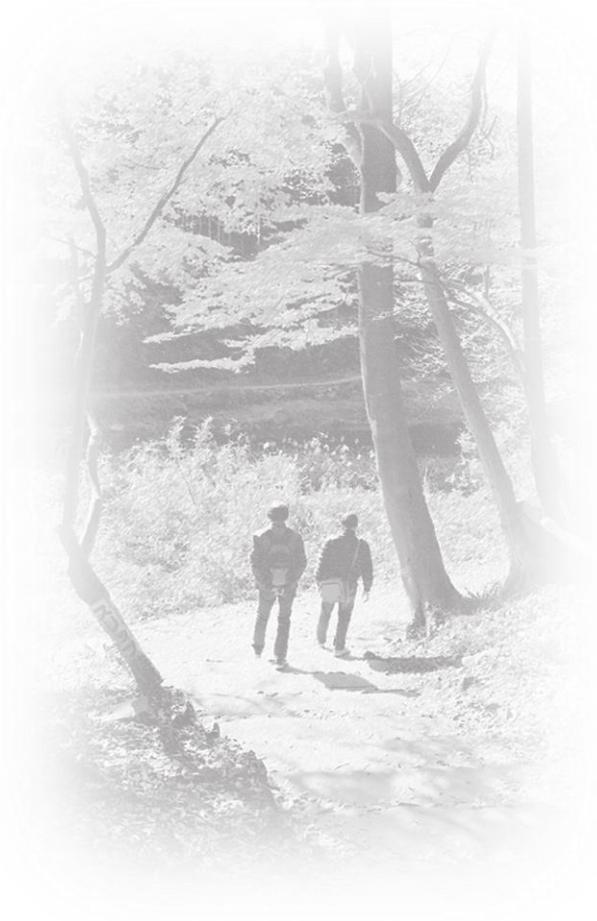
a : 放流断面 (単位:  $\text{m}^2$ )

C : 流量係数 0.6

$Q'$  : 雨水流出抑制施設からの放流量 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

g : 重力加速度 9.8 (単位:  $\text{m}/\text{s}^2$ )

h : H.W.L からオリフィス中心までの水深 (単位: m)



## 別表（第7条及び第14条関係）

- (1) 太陽光発電事業計画認定書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令等確認状況報告書）の写し
- (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (3) 資金計画（収支内訳書、設置後（20年間分）の資金の流れ）
- (4) 登記事項要約書の写し（届出の日から3か月以内の日付のもの）
- (5) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (6) 現況図（縮尺250分の1～500分の1）及び現況縦横断面図（縮尺100分の1から200分の1）
- (7) 公図（縮尺500分の1～600分の1）（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。）を記入すること。また、里道及び水路水路についても表示すること。）
- (8) 土地利用計画平面図（縮尺250分の1～500分の1）及び土地利用計画縦横断面図（縮尺100分の1～200分の1）
- (9) 土量計算書
- (10) 残土処理計算書
- (11) 木竹伐採処理計画書
- (12) 排水処理計画図（縮尺250分の1～500分の1）
- (13) 排水処理施設等構造図（縮尺20分の1～100分の1）
- (14) 排水処理検討書
- (15) 造成計画平面図及び断面図（縮尺250分の1～500分の1）
- (16) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図、縮尺20分の1～100分の1）
- (17) 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(注1) 第3号に掲げる書類には、保守点検や維持管理に要する費用、撤去費として積み立てる費用（設置費用に係る費用の5パーセント以上を目安とする）を計上すること。

(注2) 樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。

28 様式集

様式第1号 (第5条関係)

太陽光発電設備設置計画のお知らせ		
事業名		(土地利用計画図)
着工予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域面積	m <sup>2</sup>	
発電出力	kW	
事業者	住所 氏名又は名称 電話	
設計者	住所 氏名又は名称 電話	
工事施工者	住所 氏名又は名称 電話	

標識（設置・掲示内容変更）届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
 事業者 氏 名 ⑨  
 電話番号  
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第10条第3項の規定により届け出ます。

1 事業名	
2 設計者	住所 氏名 (電話 )
3 工事施工者	住所 氏名 (電話 )
4 事業区域の所在地	
5 事業の規模	事業区域面積 m <sup>2</sup> 発電出力 kW
6 予定工事期間	着手予定日 令和 年 月 日
	完了予定日 令和 年 月 日
7 掲示の変更内容	

【添付書類】

- 1 位置図（標識の掲示内容変更届の場合で標識設置位置が変わらない場合は添付不要）
- 2 標識の設置、掲示内容変更を証する写真（標識の内容1枚 標識の設置状況1枚）

関係法令等（確認状況・手続結果）報告書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

事業者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の役職・氏名)

事業名

事業区域の所在地

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則第6条（第1項・第2項）の規定により、関係法令等の（確認状況・手続結果）を報告します。

1 太陽光発電設備及び設置場所に関する関係法令等の該当の有無

関係法令等の手続	該当の有無	担当機関・課等
(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 （届出日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	担当機関・課  確認・届出年月日 年 月 日
(2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の2又は第3条の10に規定する許可の申請、第4条に規定する届出	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	担当機関・課  確認・申請・届出年月日 年 月 日
(3) 埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第4条に規定する調査書の作成等	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	担当機関・課  確認・申請・届出年月日 年 月 日
(4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 （届出日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	担当機関・課  確認・届出年月日 年 月 日

<p>(5) 埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年条例第 57 号) 第 80 条第 1 項に規定する 報告等</p>	<p><input type="checkbox"/>申請・届出必要 <input type="checkbox"/>申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/>許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日</p>
<p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和 45 年法律 第 137 号) 第 15 条の 19 に 規定する届出</p>	<p><input type="checkbox"/>届出必要 <input type="checkbox"/>届出済 (届出日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・届出年月日 年 月 日</p>
<p>(7) 埼玉県土砂の排出、たい 積等の規制に関する条例 (平成 14 年条例第 64 号) 第 6 条及び第 7 条に規定す る届出、第 16 条に規定する 許可の申請</p>	<p><input type="checkbox"/>申請・届出必要 <input type="checkbox"/>申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/>許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日</p>
<p>(8) 嵐山町環境保全条例(平 成 7 年条例第 5 号) 第 14 条 第 1 項に規定する許可の申 請</p>	<p><input type="checkbox"/>申請必要 <input type="checkbox"/>申請中 (許可見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/>許可済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日</p>
<p>(9) 嵐山町土砂等による土地 の埋立て等の規制に関する 条例(平成 18 年条例第 27 号) 第 6 条に規定する許可 の申請</p>	<p><input type="checkbox"/>申請必要 <input type="checkbox"/>申請中 (許可見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/>許可済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日</p>
<p>(10) 鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関する 法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条に規定する許可 の申請</p>	<p><input type="checkbox"/>申請必要 <input type="checkbox"/>申請中 (許可見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/>許可済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/>不要 (根拠: )</p>	<p>担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日</p>

<p>(11) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条に規定する許可の申請、第39条に規定する届出</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請・届出年月日  年 月 日</p>
<p>(12) 埼玉県希少野生動植物の種の保存に関する条例（平成12年条例第11号）第12条に規定する許可の申請、第14条に規定する届出</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請・届出年月日  年 月 日</p>
<p>(13) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日  年 月 日</p>
<p>(14) 嵐山町の緑を豊かにする条例（平成2年条例第18号）第18条に規定する緑化</p>	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 （届出日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・届出年月日  年 月 日</p>
<p>(15) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日  年 月 日</p>
<p>(16) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び第42条及び第43条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日  年 月 日</p>

<p>(17) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条及び第 88 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条に規定する届出</p>	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 （届出日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・届出年月日</p> 年 月 日
<p>(19) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条及び第 5 条に規定する許可の申請又は嵐山町農業委員会への届出</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・届出年月日</p> 年 月 日
<p>(20) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(21) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 及び第 34 条に規定する許可の申請、第 27 条に規定する指定解除、第 10 条の 7 及び第 10 条の 8 に規定する届出</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 （許可・届出見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可・届出済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・届出年月日</p> 年 月 日
<p>(22) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条及び第 32 条第 1 項及び第 47 条の 2 に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日

<p>(23)河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 55 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(24)砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 4 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(25)埼玉県砂防指定地管理条例(平成 15 年条例第 45 号)第 3 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(26)地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(27)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 10 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日
<p>(28)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 （許可見込 年 月予定） <input type="checkbox"/> 許可済 （許可日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 不要 （根拠： ）	<p>担当機関・課</p> <p>確認・申請年月日</p> 年 月 日

<p>(29) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条に規定する設置及び維持管理申請</p>	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 (届出日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・届出年月日 年 月 日
<p>(30) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条及び第 96 条に規定する届出、第 125 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出済 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日
<p>(31) 埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年条例第 46 号)第 34 条、第 35 条及び第 39 条に規定する届出</p>	<input type="checkbox"/> 届出必要 <input type="checkbox"/> 届出済 (届出日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・届出年月日 年 月 日
<p>(32) 嵐山町文化財保護条例(昭和 60 年条例第 9 号)第 9 条に規定する管理義務等の照会、第 17 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・照会年月日 年 月 日
<p>(33) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条及び第 21 条に規定する許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 (許可見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日
<p>(34) 埼玉県立自然公園条例(昭和 33 年条例第 15 号)第 12 条に規定する届出及び許可の申請</p>	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日

(35) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条に規定する許可の申請、第 28 条に規定する届出	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日
(36) 埼玉県自然環境保全条例(昭和 49 年条例第 4 号)第 17 条に規定する許可の申請、第 19 条に規定する届出	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日
(37) 嵐山町公共物管理条例(平成 13 年条例第 17 号)第 4 条に規定する許可の申請	<input type="checkbox"/> 申請必要 <input type="checkbox"/> 申請中 (許可見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請年月日 年 月 日

## 2 その他

関係法令等の手続き	該当の有無	担当機関・課等
(1) 町長が特に必要と認めるもの ( )	<input type="checkbox"/> 申請・届出必要 <input type="checkbox"/> 申請・届出中 (許可・届出見込 年 月 予定) <input type="checkbox"/> 許可・届出済 (許可日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不要 (根拠: )	担当機関・課 確認・申請・届出年月日 年 月 日

添付書類(関係法令等手続結果報告書の場合)

1. 関係法令等の許可証等の写し
2. その他町長が必要と認めたもの

事前協議書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係図書を添えて協議します。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
事業区域の敷地面積及び現況地目	敷地面積 m <sup>2</sup> (□実測 □公簿) 現況地目 □宅地 □田 □畑 □山林 □その他 ( )
工事種別	□新設 □増設 □移設 □その他 ( ) ※近接した時期・場所の太陽光発電設備の有無 (条例第3条第2号) (有 / 無)
発電出力の合計	kW
工事着手予定年月日	令和 年 月 日
工事完了予定年月日	令和 年 月 日
発電事業の設計者	住 所 氏 名 連絡先
発電事業の工事施工者	住 所 氏 名 連絡先
発電事業の工事監理者	住 所 氏 名 連絡先
保守点検・維持管理予定業者	住 所 氏 名 連絡先

【添付図書】

- 太陽光発電事業計画認定書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令等確認状況報告書）の写し
- 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- 資金計画（収支内訳書、設置後（20年間分）の資金の流れ）
- 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- 現況図（縮尺250分の1～500分の1）及び現況縦横断面図（縮尺100分の1から200分の1）

- 現況縦横断面図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1）及び現況縦横断面図（縮尺 100 分の 1 から 200 分の 1）
- 公図（縮尺 500 分の 1～600 分の 1）（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。）を記入すること。また、里道及び水路水路についても表示すること。
- 土地利用計画平面図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1）及び土地利用計画縦横断面図（縮尺 100 分の 1～200 分の 1）
- 土地利用計画縦横断面図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1）及び土地利用計画縦横断面図（縮尺 100 分の 1～200 分の 1）
- 土量計算書
- 残土処理計算書
- 木竹伐採処理計画書
- 排水処理計画図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1）
- 排水処理施設等構造図（縮尺 20 分の 1～100 分の 1）
- 排水処理検討書
- 造成計画平面図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1）
- 造成計画断面図
- 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図、縮尺 20 分の 1～100 分の 1）
- 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- 設計者の資格に関する申告書
- その他町長が必要と認める書類（            ）

※町使用欄（記入しないでください。）

事業届出書年月日	年 月 日 第 号
事業変更届出書年月日	年 月 日 第 号
工事完了（中止）届出書年月日	年 月 日 第 号

設計者の資格に関する申告書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
 事業者 氏 名 ⑩  
 電話番号  
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則第7条第4項の規定により提出します。

1	生年月日	年 月 日 生		
2	資格の内容			
3	勤務先の所在地と名称	(電話番号)		
4	最終学歴	年 月 日 卒業・中退		
		学校名	学科名	修業年数
5	資格免許等	名 称	イ 一級建築士	口 技術士
		登録番号等	第 号	( ) 部門 第 号
		取得年月日	年 月 日	年 月 日
6	宅 地 す 地 る 開 実 務 発 務 に 経 関 験	会社名、工事名及び実務の内容	実務に従事した期間	期間合計
			年 月から 年 月まで (年月)	年 月
			年 月から 年 月まで (年月)	
			年 月から 年 月まで (年月)	
7	その他必要な事項			

【備 考】

- 4、5欄の資格等を証する書類を添付すること。
- 6欄の記載事項を証明するものを添付すること。

事前協議済通知書

嵐収第  
令和 年 月 日 号

(事業者) 様

嵐山町長 佐久間孝光 ⑩

1 事業名

2 事業区域の所在地

3 事業の規模 事業区域面積 m<sup>2</sup>、 発電出力 kW

上記事業の事前協議が終了したので、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 11 条第 3 項の規定により通知します。

※ 嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 15 条に基づく届出の際は、本通知書の写しを添付してください。

説明会等結果報告書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

報告者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第12条第4項の規定に基づき、次のとおり関係図書を添えて報告します。

事業名	
周知の方法	説明会 ・ 戸別訪問 その他 ( )
地域住民等からの主な意見・要望及びこれらに対する回答	(主な意見・要望)  (回答)

(周知のために説明会を開催した場合)

開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
開催場所	
説明者の所属・氏名等	
地域住民等の参加者数	名

【添付図書】

- 説明会等を行った地域の範囲又は住民等を示した図面等
- 説明会等に配布又は使用した資料及び説明事項を記した図書等の写し
- 地域住民等からの意見と事業者の対応方針
- 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- 説明会に出席した者又はその他の方法により周知した者の名簿の写し
- 町長が必要と認める書類 ( )

意見書提出報告書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 13 条第 2 項の規定により報告します。

1 事業名	
2 申出年月日	年 月 日
3 申出者の住所	
4 申出者の氏名	
5 意見書の概要	

【添付書類】 意見書の写し

協議結果報告書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

事業者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第14条第3項の規定により報告します。

1	事業名	
2	事業区域の所在地	
3	協議日時	年 月 日 時 分～ 時 分
4	協議場所	
5 協議内容	意見書の概要	
	見解書の概要	
	協議の結果	

(注) この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。

【添付書類】

- 1 協議で配布した資料
- 2 見解書の写し

事業届出書

令和 年 月 日

(届出先) 嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

事業名

添付書類

- 1 事業計画書(当初)
- 2 設計図等
  - (1)太陽光発電事業計画認定書及び添付書類(写し)
  - (2)事業者を証明する書類
  - (3)資金計画
  - (4)登記事項要約書(写し)(届出の日から3か月以内の日付のもの)
  - (5)位置図(縮尺2,500分の1以上)
  - (6)現況平面図(縮尺250分の1~500分の1)
  - (7)現況縦横断面図(縮尺100分の1~200分の1)
  - (8)公図(写し)(縮尺500分の1~600分の1)
  - (9)土地利用計画平面図(縮尺250分の1~500分の1)
  - (10)土地利用計画縦根断面図(縮尺100分の1~200分の1)
  - (11)土量計算書
  - (12)残土処理計画書
  - (13)木竹伐採処理計画書
  - (14)排水処理計画図(縮尺250分の1~500分の1)
  - (15)排水処理施設等構造図(縮尺20分の1~100分の1)
  - (16)排水処理検討書
  - (17)造成計画平面図及び断面図(縮尺250分の1~500分の1)
  - (18)工作物設計図(平面、立面、断面図等縮尺20分の1~100分の1)
- 3 事前協議済通知書(写し)
- 4 説明会等結果報告書及び同報告書に添付した書類(写し)
- 5 現況写真
- 6 協議結果報告書(様式第9号)(写し)及び同報告書に添付した書類
- 7 関係法令等(確認状況・手続結果)報告書
- 8 土地所有者等の承諾書(写し)
- 9 河川等又は他の排水施設等の管理者の同意書(写し)
- 10 工事工程表
- 11 その他町長が必要と認める書類( )

令和 年 月 日

## 事業計画書(当初・変更)

事業者	住所		電話	
	氏名			
設計者	住所		電話	
	氏名			
工事施工者	住所		電話	
	氏名			
事業名				
利用目的	太陽光発電設備の設置			
事業区域の所在地	嵐山町			
事業者代理人	住所		電話	
	氏名			
工事の期間 (予定)	着工	年 月 日		
	完了	年 月 日		
1 地目別概要	総面積	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
	宅地	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
	田	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
	畑	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
	山林	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
	その他( )	謄本 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>	
2 設備計画	事業区域面積	m <sup>2</sup>		
	発電出力	kW		
	基礎構造	コンクリート基礎	本	
		直接基礎	本	
		その他	本	
	パワーコンディショナーの設置台数	kW	台	
		kW	台	
管理棟の有無	有(床面積 ml)	無		
3 接道計画 (主たる道路)	東側 西側	国道	号に	m 接道
		県道	線に	m 接道
	南側 北側	町道	線に	m 接道
		農道	線に	m 接道
		その他道路	に	m 接道
4 安全施設	防犯灯		灯	
	防護柵(高さ:m)		m	
	その他 ( )		m	

5 雨水排水処理計画	集排水路	(使用資材・延長)
	調整池	(構造・貯留量)
	浸透施設	(構造・貯留量)
6 緑化計画	空地の緑化方法：	で m <sup>2</sup>
	法面の緑化方法：	で m <sup>2</sup>
7 木竹伐採計画	樹種：	を m <sup>2</sup> 伐採
	樹種：	を m <sup>2</sup> 伐採
	樹種：	を m <sup>2</sup> 伐採
	樹種：	を m <sup>2</sup> 伐採
	伐採届出	年 月 日付 届出済
除根	有り 無し	
伐採木竹 処分方法	場外搬出处分：	m <sup>2</sup>
	その他（ ）：	m <sup>2</sup>
8 造成計画	切土量：	m <sup>2</sup> 盛土量 m <sup>2</sup>
	残土処理量(場外搬出)：	m <sup>2</sup>
	法面整形の面積	切土法面： m <sup>2</sup> 盛土法面 m <sup>2</sup>
9 固定価格買取期間 終了後の計画	固定価格買取期間	開始予定日 年 月 日 終了予定日 年 月 日
	固定価格買取 期間終了後の 事業予定	<input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の継続 <input type="checkbox"/> 宅地への変更 <input type="checkbox"/> 農地への変更 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載してください）
10 農地関係	農業振興地域 除外関係	・除外済 除外時期 年 月
		・除外予定 予定時期 年 月
		・該当無し
	農地転用関係	・転用済 ・転用申請中 転用予定 年 月

土地所有者等の承諾書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住所  
承諾者 氏名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

私は、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第3条第5号、第5条及び第24条について説明を受け、その内容について承諾します。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
事前協議書届出年月日	年 月 日

※町使用欄（記入しないでください。）

--

## 事業に関する協定書

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（令和3年条例第23号）に基づき、嵐山町（以下「甲」という。）と、事業者（以下「乙」という。）との間において、乙が施行する（以下「当該事業」という。）の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

### （事業の実施）

第1条 乙が施行する当該事業の事業区域の所在地及び事業の規模は次のとおりとする。

- (1) 事業区域の所在地 嵐山町
- (2) 事業の規模 事業区域面積  $\text{m}^2$  発電出力 kW
- (3) 目的 太陽光発電設備の設置
- (4) 設備 ID
- (5) 協定対象期間 年 月 日(協定締結日)から事業の終了後、乙(又は乙の地位承継者)の撤退まで

### （事業の設計及び施行）

第2条 乙が行う当該事業の設計及び施行については、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例及び同条例施行規則に規定する基準によるものとする。

### （条例及び条例施行規則の遵守）

第3条 乙は、当該事業の実施にあたり甲との緊密な連絡調整を図り、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例、同条例施行規則（令和3年規則第23号）の内容を遵守するものとする。

### （確約書の遵守）

第4条 乙は、年 月 日付で甲に提出した確約書の内容を遵守するものとする。

### （排水の適正管理）

第5条 乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理をするものとする。

### （災害等の報告）

第6条 乙が、当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事着手後当該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

(災害等の復旧)

第7条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

(良好な環境及び安全の確保)

第8条 乙の当該事業に関連する区域での工事中及び工事完了後において、周辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように、乙の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の承継)

第9条 乙の都合により、当該事業に伴い築造された太陽光発電設備及びその他の附帯施設等の所有者又は土地の所有者が変更になる場合は、乙は変更後の所有者に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

(固定価格買取期間終了後の維持管理)

第10条 乙は、固定価格買取期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

(疑義等の処理)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について、その都度甲乙両者で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1  
嵐山町  
嵐山町長 氏 名 ⑩

乙 (住所)  
(氏名) ⑩

※確約書写し添付

確 約 書 （着手時・完了時）

現 地 確 認	年 月 日 ( ) 時 分	
事 業 名		
事業区域所在地		
規 模	事業区域面積 m <sup>2</sup>	発電出力 kW
現 地 確 認 出 席 者	事業者 名	
課名等	指摘事項等	協議結果

上記指摘事項について協議した結果、協議結果のとおり履行することを確約いたします。

年 月 日

(提出先)嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名) ㊞

事業着手届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

事業者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

工事施工者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第17条の規定により届け出ます。

協定締結年月日	年 月 日	
事業名		
事業区域の所在地	嵐山町	
予定工期	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
現場責任者	住所	
	氏名	
	連絡先	

事業変更届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
 事業者 氏 名 ⑩  
 電話番号  
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地	嵐山町	
事業届出年月日	年 月 日	
変更区分及び 変更内容	<input type="checkbox"/> 事業者の氏名及び住所（法人等は名称等の変更） <input type="checkbox"/> 設備工事の着手予定日及び完了予定日 <input type="checkbox"/> 事業区域の所在地、面積及び事業完了時の土地の形状 <input type="checkbox"/> 設備の位置、構造及び発電出力 <input type="checkbox"/> 資金計画 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 町長が必要と認める事項	
	(変更前)	(変更後)
	(変更理由)	

事業取下書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 15 条の規定により届出いたしました事業を次のとおり取下げます。

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 事業名
- 3 事業区域の所在地
- 4 協定締結日

工事完了（中止）届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
 事業者 氏 名 ㊟  
 電話番号  
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名）

太陽光発電設備の設置が（完了・中止）したので、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第21条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
事業区域の敷地面積及び現況地目	敷地面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup>（<input type="checkbox"/>実測 <input type="checkbox"/>公簿）</span> 現況地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
発電出力	kW
事業届出年月日	年 月 日
完了又は中止年月日	年 月 日
工事中止の理由	
発電事業の設計者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事施工者	住所 氏名 連絡先
発電事業の工事監理者	住所 氏名 連絡先
保守点検・維持管理予定業者	住所 氏名 連絡先



工事完了（中止）確認書

嵐収第 号  
令和 年 月 日

様

嵐山町長 佐久間孝光 ⑩

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第21条第1項の規定により 年 月 日付け提出された完了（中止）の届出について、届出の内容に適合していると認められるので、同条第2項の規定により通知します。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
事業区域の敷地面積及び現況地目	敷地面積 m <sup>2</sup> (□実測 □公簿) 現況地目 □宅地 □田 □畑 □山林 □その他 ( )
工事種別	□新設 □増設 □移設 □その他 ( )
発電出力	k W
事業届出年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事完了(中止)年月日	令和 年 月 日
工事完了(中止)検査年月日	令和 年 月 日



事業廃止完了届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
 事業者 氏 名 (印)  
 電話番号  
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 22 条第 3 項の規定に基づき、太陽光発電設備を廃止したので、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄等に係る措置状況を届け出ます。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
事業区域の面積	敷地面積 m <sup>2</sup> (□実測 □公簿)
発電出力の合計	k W
太陽電池モジュール(パネル)の種類	□単結晶 □複結晶 □薄膜 □CIS □CIGS □その他 ( )
廃止届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
解体完了年月日及び解体事業者	解体年月日 年 月 日完了 事業者の住所 氏名 連絡先
撤去完了年月日及び撤去事業者	撤去年月日 年 月 日完了 事業者の住所 氏名 連絡先
廃棄完了年月日及び廃棄事業者	廃棄年月日 年 月 日完了 事業者の住所 氏名 連絡先

【添付書類】

産業廃棄物管理票 (マニフェスト伝票) のうち、排出事業者が処分終了を確認する D 伝票 (写し)、及び最終処分終了を確認する E 伝票 (写し)

※町使用欄 (記入しないでください)

地位承継届出書

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号 ⑩  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
設備の所在地	嵐山町	
事業届出年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号	
工事完了年月日	令和 年 月 日	
承継年月日	令和 年 月 日	
事業者名 住所 連絡先	承継前	承継後
承継理由		

【添付書類】

売買契約書（写し）等、事業承継状況が分かるもの

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名 ( 年 月 日生)
上記の者は、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 25条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日交付
嵐山町長 <span style="float: right;">印</span>

（裏）

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

（報告等の提出請求及び立入調査）

第25条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書等を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

嵐発第 号  
令和 年 月 日

様

嵐山町長 佐久間孝光

㊟

太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
指導又は助言の内容	

嵐発第 号  
令和 年 月 日

様

嵐山町長 佐久間孝光 ⑩

太陽光発電設備設置事業改善勧告書

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり勧告します。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
措置の期限	年 月 日
勧告事項	

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

太陽光発電設備設置事業改善報告書

年 月 日付け嵐発第 号で指導、助言又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

事業名	
指導、助言又は勧告事項の内容	
措置内容	

嵐発第 号  
令和 年 月 日

様

嵐山町長 佐久間孝光 ⑩

意見陳述の機会付与通知書

様が行っている事業については、 年 月 日付け 嵐発第 号の改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、その事実を公表する予定です。ついては、同条第 2 項の規定により意見陳述の機会を付与しますので通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、次の事項を公表します。

- 1 公表の原因となる事実
- 2 公表を予定する事項

氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の役職・氏名)	
事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

- 3 意見陳述の機会付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

令和 年 月 日

嵐山町長 佐久間孝光 様

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名)

公表に関する意見書

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第 27 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

事業名	
設備の所在地	嵐山町
公表の原因となった事項についての意見	
その他当該事案への意見	

※意見書は、証拠書類を添付して提出することができます。

### 【太陽光発電の区分】

#### 1 FIT 法上の取り扱い区分

再生可能エネルギー発電設備における太陽光発電の導入区分は、平成29年度の改正FIT法により下記の3区分に分類されています。

- ①住宅用10Kw未満
- ②非住宅用10Kw以上2,000Kw未満
- ③非住宅用2,000Kw以上

※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 第3条参照

#### 2 電力会社との系統連系区分

太陽光発電設備を設置し、系統連系（電力会社の送配電網に接続すること）を行う場合、電力会社との事前協議のほか、「電力品質確保に係る系統連系技術要求ガイドライン」に沿った接続が下記の通り必要となります。

##### ①「低圧」10Kw以上50Kw未満

電圧：100V/200V

設備：低圧配電線、直接引き込み、柱上変圧器で降圧して配電

連系契約：低圧連系 単相3線・三相3線

電気主任技術者：不要

保安規程：不要

##### ②「高圧」50Kw～2,000Kw未満

電圧：6,600V など

設備：高圧配電線、キュービクル経由引き込み、柱上変圧器まで6,600Vで配電

連系契約：高圧連系 三相3線

電気主任技術者：必要

保安規程：必要

##### ③「特別高圧」2,000Kw以上

電圧：33,000V など

設備：送電線、キュービクル経由、送電線経由で33,000Vで配電

連系契約：特別高圧連系 三相3線・

電気主任技術者：必要

保安規程：必要

#### 3 再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定の価格で一定の期間買い取ることを国が約束する制度で、平成24年度からスタートしています。平成29年4月1日には制度の見直しが行われ、平成29年3月31日までの「旧制度」、平成29年4月1日からは「新制度」としています。なお、年度毎の買取価格は次表のとおりです。

H24～H26 調達価格表（1Kwhあたり）

単位：円（ ）内は調達期間で単位：年

項目 年度	10Kw 以上	10Kw 未 満	10Kw ダブル発電	備 考
	H24	40+税 (20)	42 (10)	
H25	36+税 (20)	38 (10)	31 (10)	
H26	32+税 (20)	37 (10)	30 (10)	

H27～H28 調達価格表（1Kwhあたり）

単位：円（ ）内は調達期間で単位：年

項目 年度	10Kw 以上	10Kw未 満				備 考
		余剰買取		余剰買取（ダブル発電）		
		出力制御 なし	出力制御 あり	出力制御 なし	出力制御 あり	
H27	29+税/27+税 (備考参照) (20)	33 (10)	35 (10)	27 (10)	29 (10)	10Kw以上利潤配慮 29円は6/30まで 27円は7/1から
H28	24+税 (20)	31 (10)	33 (10)	25 (10)	27 (10)	

H29～H30 調達価格表（1Kwhあたり）

単位：円（ ）内は調達期間で単位：年

項目 年度	2,000Kw 以上	10Kw以上 2,000Kw 未 満	10Kw未 満				備 考
			余剰買取		余剰買取（ダブル発電）		
			出力制御 なし	出力制御 あり	出力制御 なし	出力制御 あり	
H29	入札により決定 (20)	21+税 (20)	28 (10)	30 (10)	25 (10)	27 (10)	
H30	入札により決定 (20)	18+税 (20)	26 (10)	28 (10)	25 (10)	27 (10)	

R1 調達価格表（1Kwhあたり）

単位：円（ ）内は調達期間で単位：年

項目 年度	500Kw以上	10Kw以上 500Kw未 満	10Kw未 満		備 考
			出力制御なし	出力制御あり	
R1	入札により決定 (20)	14+税 (20)	24 (10)	26 (10)	

項目 年度	250Kw 以上	50Kw 以上 250Kw 未満	10Kw 以上 50Kw 未満	10Kw 未満	備 考
R 2	入札により決定 (20)	1 2+税 (20)	1 3+税 (20)	2 1 (10)	
R 3	入札により決定 (20)	1 2+税 (20)	1 2+税 (20)	1 9 (10)	
R 4	入札により決定 (20)	1 2+税 (20)	1 2+税 (20)	1 7 (10)	

#### 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について（新認定制度について）

国は、平成28年7月29日省令の改正を行い、法改正後の新制度における事業計画認定に当たっての申請様式、認定基準、認定情報の公表に係る事項、再生可能エネルギー電気の買取義務者を送配電事業者に変更することに関する事項、及び経過措置に関する事項について以下のとおり定められました。

##### I 認定手続き（新規則第4条）

新認定制度では、認定の申請方法、申請の際の書類の様式、添付書類の内容が定められました。様式中の記載事項及び添付書類により、新認定要件への適合が判断されます。

##### II 認定基準（新規則第5条）

新認定制度では、経済産業大臣は、申請のあった再生可能エネルギー発電事業計画が、新法第9条第3項各号に規定されている要件の全てに適合するとき、認定を行うものとされています。

この点に関連し、新法第9条第3項第1号及び第3号の要件については、その具体的な内容について、経済産業省令で定めることとされています。また、同項第2号の要件については、その内容について経済産業省令への委任は行われていませんが、認定を受けようとする事業者の予見可能性を高める観点から、経済産業省令において、同号の意味するところが明確化されました。

##### 新規則第5条第1項関係

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画が明確に定められていること
- (2) 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
- (3) 発電設備を適切に保守点検及び維持管理するための体制を整備し、実施するものであること
- (4) 送配電事業者から出力制御その他の協力を求められたときには、協力すること
- (5) 外部から見やすいように、事業者情報について記載した標識を掲示すること（20kw未満の太陽光発電を除く）
- (6) 再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報、及び（次号へ）
- (7) 再生可能エネルギー発電事業の実施に係る情報を経済産業大臣に提供すること
- (8) 再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
- (9) 10kw以上の太陽光発電（入札の対象となる場合は除く）については、認定取得から3年以

内に運転開始を行うことができる計画であること。ただし、調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が定める方法で変更される調達価格又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない

- (10) 10kw未満の太陽光発電については、認定取得後速やかに運転開始（1年で認定失効）を行う計画であること

＜以下太陽光以外のため省略＞

- (14) 再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること
- (15) 認定の申請の際に提出した書類の内容に虚偽がないこと

### 新規則第5条第2項関係

- (1) 発電設備に関する法令の規定を遵守していること
- (2) 発電設備が決定していること
- (3) 発電する電気の量を的確に計測できる構造であること
- (4) 発電を行うために電気を用いる必要がある場合には、自らが発電して得られる電気を用いる構造であること
- (5) 10kw未満の太陽光発電設備については、余剰売電を前提とした設備となっていることなど住宅用の発電設備としての特徴を踏まえ、適正な設備となっていること
- (6) 複数太陽光発電設備設置事業に10kw未満の発電設備を用いる場合には、当該設備が発電した全量を用いることができる構造となっていること

＜以下太陽光以外のため省略＞

- (8) 発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること

＜以下太陽光以外のため省略＞

### 新規則第6条関係

- (1) 送配電事業者から接続の同意を得ていること
- (2) 発電設備の設置場所について所有権等を有するか、確実に取得することができることと認められること
- (3) 再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること

### Ⅲ 認定情報の公表（新規則第7条）

新認定制度では、経済産業大臣は、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める事項を公表することとされています。このため、以下のとおり認定情報を公表することが定められました。

- (1) 公表事項

認定計画に記載した事項のうち、下記の事項を原則公表する。

- i) 設備ID ii) 認定事業者名 iii) 発電設備の区分 iv) 発電設備の認定出力 v) 発電設備の所在地

ただし、20kW未満の太陽光発電設備については、住宅などに設置される小規模な発電設備であることが多いことを考慮し、個々の案件ごとに認定計画の内容は公表せず、認定容量を市町村別に集計したものを公表する。

(2) 公表方法

認定後、資源エネルギー庁HPにおいて、検索可能な形で前記(1)の事項を公表する  
<以下事業計画の変更のため省略>

5 太陽光発電施設設置に関する関係法令等手続一覧（規則第6条関係）

1/8

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
国土利用計画法	土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域：2,000㎡以上</li> <li>・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上</li> <li>・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上</li> </ul>	届出	嵐山町まちづくり整備課 都市計画担当 0493-62-0721
電気事業法(参考)	太陽光発電設備の保安規制 <b>50kW以上</b> （自家用電気工作物）で以下の義務・届出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省で定める技術基準に適合するように電気工作物を維持</li> <li>・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保</li> <li>・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督者（電気主任技術者）の専任</li> <li>・出力2,000kW以上の場合、設置工事の20日前までに工事計画</li> </ul> <b>50kW未満</b> （一般電気工作物） <ul style="list-style-type: none"> <li>・50kW以上のような義務・届出はないものの経済産業省令で定める技術基準への適合</li> </ul>	届出 適合	関東東北産業保安監督部電力安全課 さいたま新都心合同庁舎1号館 048-600-0387
火薬類取締法(参考)	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること （火薬類製造施設や火薬庫の近くに設置を予定する1,000kW以上の太陽光発電設備は、一定の保安距離を保つ必要があります。）	確認 協議	埼玉県危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 048-830-8435
環境影響評価法	開発の内容により手続きが必用となる場合あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種 4万KW以上の太陽光発電事業</li> <li>・第二種 3万KW以上4万KW未満の太陽光発電事業</li> </ul>	調査等	埼玉県環境部環境政策課 企画・環境影響評価担当 048-830-3041 埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの等 ※その他にも開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県環境部環境政策課 企画・環境影響評価担当 048-830-3041 埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
土壌汚染対策法	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
埼玉県生活環境保全条例	3,000㎡以上の土地の改変	調査等	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 (不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められない)	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	500㎡以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
嵐山町環境保全条例	土地の採掘及び切土をいい、土砂等の搬入を伴わない盛土及び埋立て行為を含む事業 ・事業区域の面積が300㎡以上となるもの、かつ現況地盤高と事業により生じる地盤との高低差が1m以上となるもの ・事業区域の面積が、300㎡未満の事業で、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積を合算した面積が300㎡以上となるもの	許可	嵐山町役場環境課 0493-62-0719
嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土、たい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）等の事業 ・土地の埋立て等であって、当該土地の埋立て等に係る土地の区域の面積が300㎡以上であるもの。また、現況地盤高と事業により生じる地盤との高低差が1m以上となるもの。（現況地盤と事業により生じる地盤との高低差が1m未満の事業で、当該事業区域において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の場合には、既に施行され又は施行中の事業が施行される際の現況地盤高と当該事業により生じる地盤高とを合算した高低差が1m以上となるものを含む。）をいう	許可	嵐山町役場環境課 0493-62-0719

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 048-830-3154
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 048-600-0817
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当 048-830-3143
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径 400m以内 ・営巣地から半径 1,500m以内	配慮の実施	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当 048-830-3154
都市緑地法	特別緑地保全地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等	許可	嵐山町環境課 環境担当 0493-62-0719
嵐山町の緑を豊かにする条例	民間施設（敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上で事業の用に供する事務所又は事業所）の緑化について、町規則に定める基準により緑化に努める	協議	嵐山町環境課 環境担当 0493-62-0719
宅地造成規制法	宅地造成に伴う災害が発生する恐れが大きい市街地又は市街地を予定する区域で、規制区域に指定された土地において以下の行為を予定する場合 ・高さ 2 m を超え 30 度以上の斜面となる切土工事 ・高さ 1 m を超え 30 度以上の斜面となる盛土工事 ・盛土 1 m 以下でも切土と合わせて 2 m を超え 30 度以上の斜面となる工事 ・造成面積が 500 m <sup>2</sup> を超える工事	許可	埼玉県都市計画部 都市計画課 開発調整係 048-829-1427
都市計画法	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴う場合で以下の行為 ・市街化区域内での 500 m <sup>2</sup> 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	嵐山町まちづくり整備課 都市計画担当 0493-62-0721

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
建築基準法	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合や管理棟等設置を予定する場合は該当しません	確認 許可	川越建築安全センター 一東松山駐在 建築 確認・監察担当 0493-22-4340
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (略称：建設リサイクル法)	特定建設資材(※)を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等で以下に該当するもの ・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る)の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る)の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・建築物以外の工作物(太陽光パネル等)の解体、新築、土木工事等(請負金額が500万円以上のもの) ※特定建設資材(4品目) ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート	民間工事の場合 届出  公共工事の場合 通知	川越建築安全センター 一東松山駐在 建築 確認・監察担当 0493-22-4340
農地法	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)及び採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・地上権、永小作権、質権、貸借権等の設定や移転	許可 (市街化区域の場合 届出)	嵐山町農業委員会事務局 0493-59-6671
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画の変更(いわゆる農用地区域からの除外)	計画 変更	嵐山町農政課 農業 振興担当 0493-59-6671
森林法	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	埼玉県寄居林業事務所 総務・森林循環・ 木材利用推進担当 048-581-0123
	保安林内における以下の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
森林法	保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除）	指定 解除	埼玉県寄居林業事務所 総務・森林循環・木材利用推進担当 048-581-0123
	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること	届出	嵐山町農政課 農業振興担当 0493-59-6671
	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	
道路法	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で、政令で定めるもの（政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象）	許可	【県道及び県管理国道】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 0493-22-2445 【町道】 嵐山町まちづくり整備課 道路担当 0493-62-0721
河川法	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更 河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	【県管理河川】 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当 0493-22-2445 【町管理河川】 嵐山町まちづくり整備課 道路担当 0493-62-0721
砂防法	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 河川砂防担当 0493-22-2334
埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地内における次の行為 ・法切・切土・掘削・盛土等による土地の形状変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘・滑下・地引による搬出	許可	埼玉県東松山県土整備事務所 河川砂防担当 0493-22-2334

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
地すべり等防止法	地すべり防止区域に指定された区域内の次の行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加</li> <li>・地下水の排水施設の機能を阻害する行為</li> <li>・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長</li> <li>・のり切、切土</li> <li>・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良</li> <li>・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発</li> </ul>	許可	【国土交通大臣指定区域】 埼玉県東松山県県土整備事務所河川砂防担当 0493-22-2334 【農水大臣指定区域】埼玉県寄居林業事務所 総務・森林循環・木材利用推進担当 048-581-0123
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	埼玉県東松山県県土整備事務所河川砂防担当 0493-22-2334
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の放流・停滞行為等、水の浸透を助長する行為</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造</li> <li>・のり切、切土、掘さく、盛土</li> <li>・立木竹の伐採</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> <li>・土石の採取・集積</li> </ul>	許可	埼玉県東松山県県土整備事務所河川砂防担当 0493-22-2334
比企広域市町村圏組合火災予防条例	火災の発生の恐れのある設備の設置及び維持管理に関する届出	届出	比企広域消防本部 予防課 0493-23-2268
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等  土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	嵐山町教育委員会事務局 生涯学習担当 0493-62-0824
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	
嵐山町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物、町指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	
自然公園法	国立公園特別地域及び国立公園特別保護地区における建築物、工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	許可又は届出	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050

法令等の名称	対象となる行為や概要等	手続区分	関係機関等
埼玉県立自然公園条例	国立公園特別地域及び国立公園特別保護地区における建築物、工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	許可又は届出	埼玉県東松山環境管理事務所 0493-23-4050
自然環境保全法	地区内での建築物、工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	許可又は届出	
埼玉県自然環境保全条例	地区内での建築物、工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等	許可又は届出	
嵐山町公共物管理条例	工作物の新築、改築、水面、敷地の使用及び工事又は公共物の目的外使用及び工事(町管理道路敷地)	許可	嵐山町まちづくり整備課 道路担当 0493-62-0721
	工作物の新築、改築、水面、敷地の使用及び工事又は公共物の目的外使用及び工事(調整区域内町管理排水路敷地)	許可	嵐山町農政課 農業振興担当 0493-59-6671
	工作物の新築、改築、水面、敷地の使用及び工事又は公共物の目的外使用及び工事(市街化区域内町管理排水路敷地)	許可	嵐山町上下水道課 下水道担当 0493-62-0728
その他町長が必要と認めるもの			

※法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為や概要等については、要約あるいは一部を掲載しておりますので、詳細については各手続き窓口にてご確認ください。また、すべての法令を記載しておりませんのでご注意ください。